

判例研究

警察官が職務質問のために用いた実力行使が警察官職務執行法で許容される限度を超えた違法なものであると認定され、損害賠償が認められた事案

法科大学院客員教授 藤代 浩則

千葉地方裁判所民事2部平成16年10月14日判決（判例集未登載）

（平成16年（ワ）第477号 損害賠償請求事件）

（控訴審 東京高等裁判所第12民事部平成17年3月30日判決〈判例集未登載〉

平成17年（ネ）第12号損害賠償請求控訴事件）

【参照条文】国家賠償法1条，警察官職務執行法2条1項・5条，警察法2条

I 事実

1 本件は、窃盗被疑事件で逮捕・勾留された原告（以下「A」という。）が、千葉県警の警察官らによってなされた緊急逮捕前の有形力の行使が警察官職務執行法2条1項で許容される限度を超えた違法なものであると主張して、国家賠償法1条1項に基づき、被告千葉県（以下「被告」という。）に対し、慰謝料等を請求した事案である。

2 Aは、平成15年6月27日午後4時15分頃、千葉県夷隅郡岬町の商店において、同店店長管理に係る弁当1個ほか26点（販売価格合計9310円）を窃取し、自ら運転する自動車で逃走した。上記窃盗事件が起こったことは、同店の店員において覚知され、直ちに警察官に通報された。

県警本部から万引き逃走事案が発生した旨の無線を傍受した警ら用無線自動車（以下「本件パトカー」という。）で警ら活動をしていたD警察署B警部補及びC巡查は、逃走車両の検索を実施した。B警部補は、同日午後5時10分頃、同町内の高台において逃走車両と同一ナンバーの車両（以下「本件車両」という。）が、先頭部分を西側に向けて駐車してあるのを発見した。上記高台は、三方（東・南・

北)を崖で囲まれており、B警部補らは、本件パトカーを高台の唯一の出入口である西側の道路から進入し、同道路を塞ぐ形で、本件車両の前方付近に先頭部分を東側に向けて停車させた。B警部補らが同所に到着したとき、Aは、本件車両の後部トランク部分に立っていた。なお、本件車両はエンジンがかかっておらず、かぎ穴にもエンジンキーはついていなかった。また、本件車両は4ドアの車両であるが、前方のドアの窓ガラスは左右とも全開であった。B警部補は、Aに対して、職務質問を開始し、人定事項を確認するため、運転免許証の呈示を求めた。Aは、運転免許証は、本件車両内にある旨のことを答えたものの、窃盗事件で検挙されることを恐れるとともに、別件である覚せい剤取締法違反被疑事件で逮捕状が發布されていることを知っていたことから、その場から逃走することを決意し、本件車両に乗り込み、運転席に座った後、ドアを閉めて、かぎ穴にエンジンキーを入れようとしたところ、B警部補は、Aの逃走を防止するため、開いていた運転席側の窓から車内に右手を入れ、エンジンキーを持っていたAの右手首付近をつかんだため、エンジンキーをかぎ穴に入れることができず、Aの頭が運転席側窓から出るかでないところで、B警部補に、エンジンキーを取り上げられた。Aは、そのまま、窓から引き出され、その勢いで、本件車両運転席脇の地面にうつぶせで倒れ込んだ。B警部補は、そのまま、Aの右手をつかみ、左肩付近に回して、自己の半身でAに乗りかかるとして押さえ付けた。Aは、3分間程度、体を動かして暴れたが、B警部補に押さえ付けられていたため、暴れるのをやめ、B警部補は、Aを座らせたうえ、背後からAの肩の辺りに手を置いて、応援の警察官が来るのを待った。その後、Aは、本件犯行を自供し、本件犯行現場である上記商店まで案内したため、同日午後6時25分、上記商店前路上において、窃盗被疑事件の被疑者として緊急逮捕された。

II 判旨

請求一部認容

1 警察官職務執行法(以下「警職法」という。)2条1項について

警察官が警職法2条1項により同項に該当すると認められる者に対し、職務質問をするに当たっては、職務質問の必要性・相当性に照らし、相手方の意思に反する場合であっても、それが強制手段にわたらない限り、社会通念上相当な範囲内で有形力を行行使することも許されるものと解するのが相当である。これを本件についてみると、前記争いのない事実等及び認定事実によれば、本件車両が逃走車両と同一

の種類及びナンバーであり、Aの年齢・着衣が被疑者の年齢・着衣と近似していたのであって、B警部補らにおいて、Aに対し職務質問を実施・継続する必要性があったことが認められるから、運転免許証の呈示を求めるや、本件車両に乗り込み逃走を図ったAに対し、有形力を行使してエンジンキーを取り上げること自体は許容されるというべきである。しかしながら、B警部補らは、Aを本件車両から車外に出す直前に、エンジンキーを取り上げていることが認められ、Aからエンジンキーを取り上げれば、本件車両を発進させることは不可能になり、その場で警職法2条1項に基づく職務質問を実施することが可能であるから、Aを窓から引き上げて、車外に出すまでの必要性・相当性はなく、さらに、その直後に、Aをうつぶせ状態のまま押さえ付けたことについては、職務質問を実施するための有形力の行使として社会通念上是認し得るものではなく、上記B警部補らの各行為は、職務質問に伴う有形力の行使として許容される限界を逸脱した違法な有形力の行使に該当するというべきである。

2 警職法5条について

警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる（警職法5条）。

しかしながら、上記1同様に、Aからエンジンキーを取り上げれば、本件車両を発進させることは不可能になるのであるから、本件高台が三方を崖で囲まれており、唯一の出口を本件パトカーが塞いでいたとしても、被告の主張する公務執行妨害罪ないし器物損壊罪発生の危険性は、相当低くなっていたというべきであるから、警職法5条に基づく制止行為としても、B警部補らがエンジンキーを取り上げた後の上記各行為について、その必要性・相当性が認められるものではなく、その許容される限度を超えていたというべきである。

3 警察法2条について

警察官が警察法2条を根拠として行うことができる行為は、国民の権利義務を規制しない事実上の行為であつて、しかも、相手方の意思に反しない程度の任意の手段にとどまるというべきであるところ、B警部補らの上記各行為は、Aの意思に反するものであることが明らかであり、本件において、B警部補らの上記各行為が警察法2条を根拠に適法であつたということとはできない。

4 以上によれば、B警部補らによるAを本件車両の窓から車外に引き出し、うつぶせのまま押さえ付けた行為は、警察法2条、警職法2条1項、同法5条によつ

て許容される限度を超えた違法なものであって、上記各行為は、公権力の行使にあたる公務員が、その職務の執行中に、少なくとも過失によってした違法行為であるから、被告には、国家賠償法1条1項に基づき、Aの被った損害を賠償すべき義務がある。

Ⅲ 評釈

1 本件は、窃盗被疑事件で逮捕・勾留されたAが、被告県警察のB警部補らによってなされた緊急逮捕前の有形力の行使が警察官職務執行法2条1項で許容される限度を超えた違法なものであると主張して、Aが被告千葉県を相手に国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等を請求した事案である。

2 本件での主要な争点は、B警部補らがAに対して行った警察官職務執行法（以下「警職法」という。）2条1項の職務質問に伴う有形力の行使が限度を超えていないかである。

職務質問は、いわゆる行政警察の分野に属するものであり、犯罪の捜査及び被疑者の逮捕を目的とする司法警察に属さない。すなわち、職務質問は、特定の犯罪に関する証拠収集と犯人の検挙を目的とする刑事訴訟法上の「司法警察作用」と異なり、いまだ犯罪が行われていない段階においても、また犯罪捜査の対象としうる程度には犯罪事実や犯人が明らかになっていない段階において、もっぱら犯罪を未然に防ぐという行政目的のために行われる行政警察作用の一つである。

「職務質問」に関して規定した警職法2条1項によれば「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由ある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っている者と認められる者を停止させて質問することができる。」とされている。すなわち、警職法上、質問への応答は対象者の任意であり、質問のための身体拘束や連行は勿論のこと、回答を強要することは許されない。しかし、他方において対象者を停止させることができる。

ところで、「職務質問」においては、警察官が初めから止まっている状態の者を対象として職務質問を行う場合もあるが、多くの場合は移動中の者（例えば歩行中の者、あるいは自動車で運転中の者）を静止状態に置いてから行う場合が通常の場合と思われる。したがって、質問をするための手段として、同条項により質問のために対象者を「停止」させることが認められている。

3 確認になるが、警職法2条による「質問」は、一般に任意手段であると解さ

れている。そして、任意手段といえるためには対象者の自発的・能動的協力を得る必要があると狭義に解すると、対象者が一度回答することに拒絶の態度を示したときにはもはや任意手段としての質問は続行できないこととなり、そのために対象者の「翻意」を求める余地は全くなくなってしまう。このように狭義に捉えると、結局警職法2条による職務質問が効果を発揮する場面は極めて限られてしまう（例えば街を歩いていて警察官から質問されることを想定した場合に、仮に犯罪行為等に関与していなくとも、できれば警察官から質問されること自体避けたいと思うのが通常人の感覚ではないであろうか）。しかし、これでは、警職法が予定する犯罪予防という行政目的を達成することができなくなってしまう。

他方、「任意」を単に対象者の意思に基づきさえすればよいと広く解釈した場合には、錯誤・畏怖に基づく瑕疵ある意思であろうと、意思であることに変わりはなく、また例え拷問などの強制によるものであっても、その者の意思に基づくと言えないこともない。しかし、これでは任意手段として職務質問を定義づけたことが無意味になってしまう。

このように「任意」を単なる対象者の心理的状态と捉えようとすれば、不合理な結果を招くことになるので、警職法の趣旨及び対象者の人権保障の見地から規範的に検討する必要がある。

4 職務質問において対象者を停止させるための有形力行使の態様について

この点に関しては、学説が多岐に分かれる点であるが、参考までに紹介すると、①任意の受忍を前提とする嚴格任意説、②任意を原則としつつ、犯罪の重大性、嫌疑の濃厚を要件とする例外的実力説、③執拗な説得の続行を予定する、ゆるやかな任意説、④任意と強制の間たる実力までが許されるとする実力説、⑤強制捜査たる身柄拘束に至らぬ程度の自由の制限を認める制約説などがある。このように学説が多岐に分かれるのは、警職法の趣旨（犯罪予防）に重点を置くのか、あるいは対象者の人権保障により重点を置くのかによるものである。

また、これに関する判例も多数形成されてきた。すなわち、①職務質問中、駐在所から突然逃げ出した者を追跡し、背後から腕に手を掛けて引き止めた事案について、適法と判示した（最高裁昭和29年7月15日決定刑集8巻7号1137頁）。②職務質問中又は同行中の者が逃げ出したので追跡したことを適法と判示した（最高裁昭和29年12月27日決定刑集8巻13号2435頁，最高裁昭和30年7月19日判決刑集9巻9号1908頁）。③酒気帯び運転の疑いのある者が車に乗り込んで発進しようとした際、窓から警察官が手を入れてエンジンキーを回転してスイッチを切った行為を、

停止させる方法として適法であると判示した（最高裁昭和53年9月22日決定刑集32巻6号1774頁）。④覚せい剤使用の疑いのある者に対して職務質問を開始したところ、その者が落ち着きのない態度で素直に質問に応ぜず、乗っていた自動車のエンジンを空ふかししたり、ハンドルを切るような動作をしたため、警察官が自動車の窓から腕を差し入れ、エンジンキーを引き抜いて取り上げて自動車の運転を阻止し、その場に約6時間半もの間その者を留め置いた行為に対して、長時間にわたり現場に留め置いた措置は違法であるといわざるを得ないが、その違法の程度は、いまだ令状主義の精神を没却するような重大なものとはいえないと判示した（最高裁平成6年9月16日決定刑集48巻6号420頁）。⑤空港で挙動不審者として職務質問を受けた者が、所持していた水溶メモ紙片を水の入ったコップに入れようとしたので、警察官がその者の右手をつかんだ行為について、適法な職務執行であると判示した（東京地方裁判所平成14年3月12日判決判時1794号151頁）。

上記各判例で問題となっているそれぞれの職務質問における不審事由の存否は、対象者の性別、年齢、素行等を含む属性、昼夜の別、周囲の状況などを捨象しては判断できないので、個別具体的に判断することが適当であり、上記判例を一般化、類型化あるいは定式化することは必ずしも適当ではない。

しかし、あえて一般化するのであれば、必要性・緊急性やこれによって害される個人の法益と保護されるべき公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ有形力の行使が許容されるということが出来る。つまり、「必要性」「緊急性」及び「相当性」の3要件による衡量により、当該職務質問における有形力の行使が適法か否かが判断されることになろう。

5 本件について

(1) 本件車両が逃走車両と同一の車種及びナンバーであり、Aの年齢・着衣が被疑者の年齢・着衣と近似していたことから、B警部補らにおいて、Aに対し職務質問を実施・継続する必要性があったことが認められるから、運転免許証の呈示を求められるや、本件車両に乗り込み逃走を図った原告に対し、有形力を行使してエンジンキーを取り上げることは許容されると判示した。

しかしながら、他方で、B警部補らが原告からエンジンキーを取り上げれば、本件車両を発進させることは不可能になり、その場で職務質問を実施することは可能になるから、Aを窓から引き上げて、車外に出すまでの必要性・相当性はないと判示し、さらに、その直後に、Aをうつぶせ状態のまま押さえ付けたことについては、職務質問を実施するための有形力の行使として社会通念上是認しうるものでは

なく、上記B警部補らの各行為は、職務質問に伴う有形力の行使として許容される限界を逸脱した違法な有形力の行使に該当すると判示した。

前掲の最高裁平成6年9月16日決定等によれば、職務質問を行うに際して、対象者が自動車に運転者として乗っている場合には、エンジンキーを止める行為は「職務質問を行うため停止させる方法として必要かつ相当な行為」と見るのが、現在の判例での基準といえよう。しかし、本件のように、エンジンキーを取り上げた後にさらに逃亡のおそれを阻止するために、車外に出し、あるいはうつぶせ状態のまま押さえ付けることに至っては「必要性」「相当性」を欠くといえることができる。すなわち、自動車に乗っている者に対して、職務質問を適切に行うためには、車が職務質問の途中で発車しないように措置を講じれば十分であり、そのための措置として車のエンジンキーを止めれば、「停止」の状態を保つことができ、そのことにより適切に職務質問を行うことができるし、それで十分なのである。それ以上に、例えば本事例のようにエンジンキーを取り上げたうえで、対象者を車外に無理に引き出す行為は必要十分な行為の範囲を逸脱しており、任意処分として許されている「職務質問」における有形力の行使としては、「相当性」を欠くものであり、違法との評価を受けるのである。

(2) 原審において被告県は、上記「必要性」「相当性」に関して、本件現場は三方を崖に囲まれた高台であり、かつ現場出入口にはパトカーが出入口を塞ぐ形で停車していたのであるから、Aがエンジンキーを持ったまま本件車両内に留まれば、本件車両の発進により本件車両がパトカーに衝突、接触することによる公務執行妨害罪及び器物損壊罪が発生したり、あるいは本件車両が崖下に転落する危険性は非常に高かったと反論し、B警部補らがAを車外に引き出した行為は、犯罪予防、原告の転落防止などの人の生命・身体の危険の防止、職務質問の実施という目的に照らして必要かつ相当な行為であり、警察法2条、警職法2条1項、同法5条に基づく適法な職務行為であると反論している。被告県としては、Aがエンジンキーを持ったまま車両内に留まることにより自動車が発車されるおそれが高いので、そのおそれを完全に排除するためには、対象者を車外に引き出す必要があることを強調している。

しかし、原判決は、この点に関しても、Aからエンジンキーを取り上げれば、本件車両を発進させることは不可能になるのであるから、本件現場が三方を崖で囲まれており、唯一の出口をパトカーが塞いだとしても、危険性は相当低くなったというべきであり、同時に、Aが高台から転落する危険性も低くなったというべきであ

るとして、「必要性」「相当性」は認められないと判示した。つまり、エンジンキーを取り上げれば、職務質問における「停止」行為は十分確保されたと考え、それ以上にAを車外に引き出す行為には「相当性」がないと判示したのである。

(3) 本件の控訴審においても、B警部補らがAを車外に引き出す行為の違法性を認定している。しかし、他方で、「本件では、B警部補らは、窃盗犯人の逃走車両番号を無線で傍受し、逃走車両と同一ナンバーの停止車両を発見してその場にいたAに職務質問をしたのに対し、Aが運転席に乗り込んでエンジンキーを掛けようとしたという状況にあったのであるから、遅くとも、B警部補らが、Aを運転席の窓から外に出そうとした時点で緊急逮捕の理由と必要性があり、その時点で緊急逮捕を行うことが可能であったと考えられ、本件における有形力行使の違法性の程度は必ずしも重大であるとはいえない」と判示している。

緊急逮捕つまり強制処分の場合であるから、B警部補らの行為の違法性の程度は必ずしも重大であるとはいえないとの理論である。

確かに、職務質問から逮捕への流れを一連の行為として捉えることも可能といえよう。

しかし、仮に一連の行為として捉えることが可能であったとしても、デュー・プロセスの原則（憲法31条）、強制処分法定主義（刑事訴訟法197条）などの法理からすれば、捜査を優先することなく、人権保障に重点をおいて考える必要がある。本件のように職務質問から緊急逮捕へ移行する行為を連続する一つの行為と捉えることが可能であったとしても、個々の手続毎に違法性の有無及び程度を厳格に判断すべきである。なぜなら、デュー・プロセスの原則とは手続が実質的に適正なものであることが要請されているからであり、また、人権保障を重視し、刑事手続の公正を重んずる現行刑事訴訟法のもとでは、後続する手続によって違法性の治癒・軽減を安易に認めることは適当でないからである。

したがって、仮に先行する手続（職務質問）に違法性があつた場合には、後続する手続（緊急逮捕）が適法に行われていることを理由にして、先行する手続の違法性が治癒、あるいは軽減すると判断することは上記法理に反する。

6 本件も、「必要性」「緊急性」「相当性」の各要件に関して個別具体的な判断をした上で、職務質問における有形力の行使に関して認定しており、これまでの最高裁において確立したといってもよい判例理論を踏襲した判例といえることができる。

「職務質問における有形力の行使」をめぐる問題に関しては、学説及び判例によ

り理論化された部分が多いが、筆者を含めた刑事弁護を日常的に担当している弁護士実務家から見れば、当番弁護士あるいは刑事被告事件として受任する事件の中で散見される事案であり、違法捜査を抑止する意味において、今後も引き続き個別具体的な事案を通して判例の蓄積、法の運用実態を注意深く考察する必要のある事案である。

7 本件事案は、弁護士である筆者が実際に取り扱った案件である。

筆者と同じ千葉県弁護士会に所属する弁護士が原告の刑事事件として受任した。同弁護士によれば被告人である原告が、既に本件事案で指摘した内容の警察官による違法捜査を切実に訴えるにおよび刑事弁護人として、捜査手続に重大な違法があると公訴棄却及び違法収集証拠を理由とする証拠排除を求めた。その結果、刑事裁判において公訴棄却及び証拠排除は認められなかったものの警察官による違法捜査が認定された(千葉地裁刑事3部平成16年3月2日判決〈平成15年(わ)第1504号, 1658号, 1822号〉)。そこで、同弁護士が被告人を原告として、被告県を相手取って本件国家賠償請求を提訴し、筆者外1名が訴訟復代理人として参加した。

同刑事裁判においても「エンジンキーを取り上げれば、逃走車両を発進させることは不可能になるのであるから、被告人を窓から引き上げて、車外に出す必要までではなく、その直後、被告人をうつ伏せ状態のまま押さえつけたのも、行き過ぎであって、やむを得ないものとは認めがたいから、上記一連の行為は、職務質問に伴う有形力の行使としては違法であり、実質的逮捕にあたる」と判示した。

なお、本件に関しては、原審では損害賠償として18万円(うち3万円が弁護士費用)が認定されたが、控訴審においては原告の傷害の程度が比較的軽微であることなどを理由に8万円(うち3万円が弁護士費用)に変更された。損害賠償額の算定の資料として紹介する。